

**財務省第9入札等監視委員会
平成27年度第3回定例会議議事概要**

開催日及び場所	平成28年3月16日（水） 大阪合同庁舎第三号館 会議室	
委員	委員 尾崎 雅俊（辰野・尾崎・藤井法律事務所・弁護士） 委員 中務 裕之（中務公認会計士・税理士事務所長 公認会計士） 委員 伊勢田道仁（関西学院大学法学部教授）	
審議対象期間	平成27年10月1日（木）から平成27年12月31日（木）まで	
抽出案件	4件	（備考）
競争入札（公共工事）	1件	契約件名：木ノ本合同宿舎給水設備改修等ほか7件工事監理業務 契約相手方：株式会社 鷲尾建築設計事務所（法人番号 4140001062278） 契約金額：1,382,400円 契約締結日：平成27年12月18日 担当部局：近畿財務局
随意契約（公共工事）	—	
競争入札（物品役務等）	3件	契約件名：キャピラリ電気泳動システム一式の購入 契約相手方：株式会社 ウィンクス（法人番号 4130001032372） 契約金額：8,532,000円 契約締結日：平成27年12月4日 担当部局：大阪税関
		契約件名：監視艇「おき」維持修繕工事 契約相手方：美保船渠造船 有限会社（法人番号 8280002002760） 契約金額：3,024,000円 契約締結日：平成27年10月1日 担当部局：神戸税関
		契約件名：評価報告書の作成業務 契約相手方：三優監査法人（法人番号 1011105000998） 契約金額：8,046,000円 契約締結日：平成27年12月22日 担当部局：大阪国税局
随意契約（物品役務等）	—	
応札（応募）業者数1者関連	2件	契約件名： ・監視艇「おき」維持修繕工事 ・評価報告書の作成業務
委員からの意見・質問、それに対する回答等	下記のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>契約件名： 木ノ本合同宿舎給水設備改修等 ほか7件工事監理業務</p> <p>契約相手方： 株式会社 鷺尾建築設計事務所 (法人番号 4140001062278)</p> <p>契約金額： 1,382,400円</p> <p>契約締結日： 平成27年12月18日</p> <p>担当部局： 近畿財務局</p> <p>建築士の資格がある人は関西圏で多数いると思われるが、そこから2者しか応札がないというのはどのような理由が考えられるか。</p> <p>合同宿舎の給水設備というのは特殊なものか。</p> <p>このような入札の場合、PRというのは難しいと思われるが、今回の入札に当たって何か配慮したのか。</p> <p>例えば建築士協会とか、設計士が所属している団体が幾つかあると思われるが、そういうところに案内をするなど、検討してはどうか。</p>	<p>建築を標準とした設計事務所は多いが、給水ポンプの交換等に係る設備担当者を配置している設計事務所は少ない。そのため、下請、協力業者を含んだ業務になることから、応札者が少なかったと思料される。</p> <p>特殊なものではなく一般のマンション等と同じである。受水槽から水を圧力タンクで上げるようになっている。</p> <p>特にはしていない。</p> <p>今後は、当方から団体、協会に対し、その協会員に声掛けをしていただくようお願いするなどの取組を検討していきたいと考えている。</p>

意見・質問	回 答
<p>契約件名： キャピラリ電気泳動システム一式の購入</p> <p>契約相手方： 株式会社 ウィンクス (法人番号 4130001032372)</p> <p>契約金額： 8,532,000円</p> <p>契約締結日： 平成27年12月4日</p> <p>担当部局： 大阪税関</p> <p>更新前の機器に係る調達状況は分かるか。</p> <p>更新前と更新後の機器メーカーは同一か。</p> <p>海外社製か。</p> <p>見積取得先の2社が提案する機器は同一メーカーのものか。</p> <p>当該機器のメーカーはどれくらいあるのか。</p> <p>応札者の2社は輸入商社ということか。</p> <p>見積取得先のA社は入札に参加していないが、落札者との間に関係はあるのか。</p> <p>当該機器は税関専用の特殊な機器か。</p> <p>当該機器のメーカーは2社だが、輸入販売する者は何者存在するのか。</p> <p>一般の商社が平行輸入し、応札することは可能か。</p> <p>税関以外が当該機器を利用する場合、どのような用途で使用するのか。</p> <p>食品メーカーの研究機関等へ当該機器導入の有無について聞き取り調査を行い、新たな代理店を発掘する等の努力をしていただきたい。</p>	<p>15年前の状況は不明である。</p> <p>同一であると記憶している。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>それぞれが異なる海外のメーカーの機器を提案している。</p> <p>当関が把握する限り仕様に合致する機器を取り扱うメーカーは世界に2社である。</p> <p>メーカー2社それぞれの販売代理店である。</p> <p>関係はない。A社は入札参加資格が「A」のため入札に参加できなかった。</p> <p>税関用の特殊な機器ではない。 ただし、当該機器を導入しているところは多くないと聞いている。</p> <p>当関で把握する限りメーカーごとに代理店が2社存在する。</p> <p>特殊な機器を技術者が存在しない一般商社が平行輸入の上、入札に参加することは考えられない。</p> <p>食品系の検査機関での分析業務が考えられる。</p> <p>可能な範囲で調査していきたい。</p>

意見・質問	回答
<p> 契約件名：監視艇「おき」維持修繕工事 契約相手方：美保船渠造船 有限会社 （法人番号 8280002002760） 契約金額：3,024,000円 契約締結日：平成27年10月1日 担当部局：神戸税関 </p> <p> 今年、維持修繕工事を早めた理由は何か。 </p> <p> 今回の応札者が1者で、前回の応札者も3者しか なかったということは、そもそも対応できる業者が 少ないのか。 </p> <p> 今回、1者入札であったにもかかわらず、落札価 格は入札基準価格よりも随分低い価格となってい る。昨年は3者参加しており、今年も3者参加する かもしれないとの効果により企業努力が働いたとい うことか。 </p>	<p> 監視艇の効率的な運航管理を行う観点から早めた ものである。貝等の海洋生物は、夏の海水温が高 くなる時期に一番付着する。昨年までは天候等の関係 から監視艇の運航日が減少する冬季に上架を行って いたが、夏以降、すぐに維持修繕工事を行ったほう が年間を通して貝の付着する期間が短くなり、燃費 等に与える影響が少なくなるため変更した。 </p> <p> 監視艇「おき」は、神戸税関の監視艇の中でもか なり大きいサイズである。船を上架する際には船台 という設置工具が必要だが、このサイズを持っている かどうかによって業者が入札に参加するかどうか も関係してくると思われる。 </p> <p> 入札説明に来た業者に参加者が何者いるかは知ら せていないため、競争が働いたものと思われる。 </p>

意見・質問	回答
<p>契約件名： 評価報告書の作成業務 契約相手方： 三優監査法人 (法人番号 1011105000998) 契約金額： 8,046,000円 契約締結日： 平成27年12月22日 担当部局： 大阪国税局</p> <p>評価報告書の作成業務について、受託者となる監査法人が自ら調達情報を収集しているとは考え難いが、具体的に募集に当たって工夫した点はあるか。</p> <p>受託要件として「受託者と評価対象者には利害関係がないこと」とされている。</p> <p>他方、評価対象者を契約締結後に開示する場合には、利害関係の有無について入札時には把握できないことから、契約締結後に利害関係のあることが判明した場合、業務の履行ができないこととなる。</p> <p>上記の弊害を解消するためには秘密の保持に係る誓約書等を応札予定者から提出させる又はその他の方法により、入札前に情報を開示することが望ましいのではないか。</p> <p>契約書による秘密の保持に関する違反についての違約罰はどのような内容か。</p> <p>価格明細書について、応札予定者によって記載項目が異なるものが見受けられるが、同じ業務内容に基づく価格明細書という理解でよいのか。</p> <p>本業務については、契約締結後に評価対象者に係る情報を開示することは妥当であると思料する。</p> <p>しかしながら、開示後に受託者と評価対象者に利害関係のあることが判明した場合には、再度公告による入札を行う必要があるため、応札可能な業者を可能な限り収集するとともに、あらかじめその可能性を周知しておくべきである。</p> <p>また、再度公告による新たな受託者も利害関係者となる可能性があることから、事前に利害関係の有無が把握できる対応策を、検討すべきではないか。</p>	<p>本業務が受託可能と考えられる監査法人に関する情報を可能な限り収集し、入札公告後に電話連絡等を行うことにより、調達情報の周知を図った。</p> <p>秘密の保持に関する違反については、契約書に基づき違約罰を課すこととしているが、契約締結前の場合、当該違約罰を適用できない。</p> <p>本業務の性質上、秘密の保持を確実にする必要があることから、事前の情報開示は難しいと考えている。</p> <p>契約書第 11 条に基づき、契約金額の 100 分の 30 に相当する金額を違約罰として請求する。</p> <p>同一の業務内容を想定して、各応札予定者の社内規定に基づいた価格（定価）が提出されていると認識している。</p> <p>また、応札予定者によって記載方法が異なっている要因については、当局から示している価格明細書（様式）の既存の項目に内数として金額を記載している応札予定者と、新たに項目を追加して金額を記載している応札予定者がいるためである。</p> <p>本調達に当たっては、過去の契約実績が乏しく、また、単発的な調達であったが、今後の類似の調達に備えて、御指摘の点について検討していきたい。</p>